

堺市指定文化財を新たに指定しました

堺市では、令和 7 年 11 月 10 日（月）に開催された堺市文化財保護審議会の答申に基づき、令和 7 年 12 月 19 日（金）付けの告示をもって、「堺市建物疎開記録関係資料」及び「阿弥陀如来立像」を堺市指定有形文化財に指定しました。

本指定制度は、堺市文化財保護条例に基づき、市内に所在する文化財の保存と活用のために必要な措置を講じ、市民の文化的向上に資することを目的としており、今回の指定により、堺市指定文化財は合計 59 件となりました。

1 今回指定した堺市指定文化財

【有形文化財】

堺市建物疎開記録関係資料（堺市堺区大仙中町 18-1 堀市立中央図書館所蔵）

建物疎開とは、戦時中、空襲による火災発生時に重要施設への延焼を防ぐ防火地帯を設けるために、周辺の建物を強制的に撤去した政策です。堺市では、昭和 19（1944）年から昭和 20（1945）年にかけて、宿院本通り（現フェニックス通り）等で行われました。本資料は建物疎開によって撤去される直前の建物の様子を絵や写真等で記録したものであり、現在では失われてしまった戦前の堺旧市街地の町並みを克明に記録している点、他の自治体では同様の事例が見られない点で非常に貴重な資料群です。市民への理解浸透と次世代への継承を目的として令和 8 年度に堺市博物館で展示を予定しています。



堺市建物疎開記録関係資料のうち「堺市第一次疎開地区記録」（部分／龍神座周辺）

【有形文化財】

阿弥陀如来立像（堺市堺区錦之町東 2-2-8 宗教法人 北十萬所藏）

浄土宗西山禪林寺派の寺院である北十萬の本尊として祀られてきた仏像です。鎌倉時代の仏師である快慶が創案し広く流行するいわゆる「あんなみよう」の阿弥陀如来立像であり、快慶の高弟にあたる行快の作です。足を踏み出し極楽浄土から来迎する様子を表しています。行快の代表作の一つとして從来から広く知られてきた、彫刻史上、非常に貴重な仏像です。



阿弥陀如来立像（正面）

2 指定年月日

令和 7 年 12 月 19 日（金）

3 堺市指定文化財一覧

本市で指定している文化財の一覧は、以下の堺市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/rekishi/bunkazai/bunkazai/ichiran.html>

問い合わせ先	担当課：文化観光局 歴史遺産活用部 文化財課 電話：072-228-7198 ファックス：072-228-7228
--------	---